

平成24年度著作権分科会における審議の経過等について

平成25年2月18日

目次

I 平成24年度法制問題小委員会の審議の経過等について	1
II 平成24年度国際小委員会の審議の経過等について	3
III 平成24年度使用料部会の審議について	9
IV 開催状況	10
V 委員名簿	13
<別紙1>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においてヒアリングを実施した関係団体と出席者一覧	16
<別紙2>「間接侵害」等に係る課題について（検討経過）	18
<別紙3>著作物のパロディとしての利用に係る課題に関する検討経過報告	28

I 平成24年度法制問題小委員会の審議の経過等について

1. はじめに

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方に関する様々な課題について、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題なども含めつつ、検討を進めてきている。

具体的には、今期（平成24年度）の法制問題小委員会では、「間接侵害」等に係る課題について、第11期（平成23年度）の司法救済ワーキングチームにおいて取りまとめられた『『間接侵害』等に関する考え方の整理』（以下「考え方の整理」という。）を踏まえ、検討を深めた。

また、著作物のパロディとしての利用に係る課題について、パロディワーキングチームを設置し、検討を進めた。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

2. 課題ごとの状況

(1) 「間接侵害」等に係る課題について

いわゆる「間接侵害」に係る課題については、近年の情報通信技術の発展等により、インターネット等を利用した著作物等の創作・流通が活発になったことに伴い、これまで、関係団体から差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの要請がなされていたものである。また、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められていた。

今期の法制問題小委員会においては、「考え方の整理」を受け、関係団体から「考え方の整理」についてヒアリングを実施し、改めて立法措置の必要性等や司法救済ワーキングチームで整理された論点について検討を行った。

具体的には、第2回において司法救済ワーキングチームで整理された論点を調査・検討し、第3回及び第4回において、関係団体（別紙1）から「考え方の整理」についてヒアリングを実施した。ヒアリングを受け、第5回及び第6回において、立法措置の必

要性や「考え方の整理」に示された差止請求の対象として位置付けるべき間接行為者の3類型等について検討を行い、第7回において、「間接侵害」等に係る課題についての法制問題小委員会における検討経過について議論し、取りまとめた（『間接侵害』等に係る課題について（検討経過）（以下「検討経過」という。）（別紙2））。

法制問題小委員会としては、「間接侵害」に係る課題について、検討経過に示したとおり、立法措置の必要性についてヒアリングを実施した関係団体のみならず、委員からも賛否両論やもう少し時間をかけて議論すべきであるとの意見が示されたことに鑑み、今後の裁判例の蓄積や社会状況の変化、それらを踏まえた関係者の立法措置の必要性に係る意見等を見極めつつ、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計の在り方等について検討を行う必要があるものとする。

また、法制問題小委員会としては、いわゆるリーチサイトについて、関係団体からリーチサイト等を差止請求の対象とするようにして欲しいとの強い意見を受け検討を行ったが、リーチサイトとしてどのようなサイト等を差止請求の対象とすべきか、リーチサイトの指す対象の実態を整理した上で検討することが必要であることに加え、間接侵害に係る議論とも密接に関係することから、当該議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当であるものとする。

（2）著作物のパロディとしての利用に係る課題について（別紙3参照）

著作物のパロディとしての利用に係る課題については、「文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）」及び「知的財産推進計画2012」において指摘がなされていたところであり、今期の法制問題小委員会において、パロディワーキングチームを設置し、検討を行うこととなった。

具体的には、平成23年度に文化庁が委託研究を実施した「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書」（平成24年3月）を参考としつつ、有識者よりヒアリングを行い、諸外国の法制度やパロディに係る議論状況等を整理するとともに、パロディの具体的事例や権利処理の実態等について関係団体等からヒアリングを行い、我が国におけるパロディの実態等の把握に努めた。

また、これらのヒアリング結果を整理、分析し、我が国におけるパロディとしての著作物の利用について議論を行った。

今後は、諸外国の法制度や、我が国におけるパロディの実態等について必要な分析や検討を行い、その結果を取りまとめる予定である。

3. おわりに

今期の法制問題小委員会では、上記のように、「間接侵害」等に係る課題及び著作物のパロディとしての利用に係る課題について検討を行ったが、いずれも結論のとりまとめには至っていない。このため、本報告は最終的な報告書とせず、審議経過報告として審議の進捗状況や残された課題等について整理したものである。

「間接侵害」等に係る課題については、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計のための在り方等について検討を行うこととしたい。また、著作物のパロディとしての利用に係る課題についても、引き続き必要な分析や検討を行い、その結果を取りまとめることとしたい。

Ⅱ 平成24年度国際小委員会の審議の経過等について

1. はじめに

今期（第12期、平成24年度）の文化審議会著作権分科会の第1回国際小委員会において、今期の本委員会では前期の審議に基づき、以下の課題について検討を行うこととされた。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題、フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方
- (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

2. 審議の状況

(1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

今期の小委員会においては、侵害発生における海賊行為への取組等を把握するため、韓国及び台湾との政府間協議において聴取されたインターネット上の侵害に対する両政府の取組が紹介（第4回国際小委員会）された。

海賊行為への対応の在り方については、これまでの委員会における議論を踏まえて、①政府協議の対象国の拡大、②海外における著作権普及啓発について検討を行った。

①政府間協議の対象国の拡大

文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、政府間協議の対象国の東南アジア等への拡大を検討するべきとされたことから、政府間協議の対象国拡大に向けた今後の取組みについて検討（第4回国際小委員会）が行われた。

中国・韓国等との政府間協議の現状及びアジア地域における我が国コンテンツの展開状況及び侵害状況を踏まえて検討を行うとともに、侵害発生国における著作権保護の動向、ニーズ等の把握が重要であるとの観点から、アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）の参加国から文化庁が情報収集した各国における課題、ニーズ等を聴取した。

アジア地域における主な課題としては、海賊版に対する取締りや著作物の適切な保護を目的とする権利執行の強化を中心としてきたが、近年では、これに加えてWIPOインターネット条約等の締結、著作権分野における能力開発及び人材育成、集中管理の強化、著作権普及啓発についても、アジア域内の各国において著作権保護上の重要課題として位置づけられている。

特に、集中管理の強化については、著作物の利用促進の観点から域内の主要国において集中管理団体が設立されて来ており、こうした各国の集中管理の強化を支援することにより当該国における著作物の保護の向上が期待できる。

今後はこうした課題等を踏まえて既存の海賊版対策事業等を活用しつつ重点とする当該国・地域との関係強化に努め、政府間協議の対象国拡大への環境を整えるべきであるとされた。

②海外における著作権普及啓発

前期の小委員会において、海外における著作権侵害に対して対応策を講じている権利者団体等からのヒアリングにおいて、権利侵害への取組の一つとして違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発が紹介され、こうした取組をさらに進めていくことが侵害への効果的な対応であるとの指摘を受けた。

また、「知的財産基本計画2012」においても「違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。」ことが新たに施策として盛り込まれることとなった。

これらを踏まえ、今期の小委員会においては、海外における著作権普及啓発についての検討（第1回国際小委員会）を行った。この検討においては、我が国の権利者団体等による海外における普及啓発の現状等に鑑み、普及啓発の実施に当たっては、普及啓発の対象国・地域の優先順位、効果的な手法、政府の果たすべき役割等の十分な検討が必要であるとされた。また、検討においては、普及啓発を進めていく上では、海外における日本語教育や外務省による海外広報との連携にも留意すべきとの指摘がなされた。

さらに、海外における著作権普及啓発については、文化庁から聴取した情報（第4回国際小委員会）によれば侵害発生国・地域においては、海賊版対策のみならず知的財産の適切な保護のため著作権に対する普及啓発が中・長期的な課題となっており、侵害発生国・地域との関係強化を進めていく上では、当該国の著作権の普及啓発への協力も進めていくべきである。

（2）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

①視聴覚的実演に関する北京条約（仮称）の採択

「視聴覚的実演に関する北京条約」（仮称）は、既にWPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）で保護されている音の実演家（歌手等）と同様に、視聴覚的な実演家（俳優や舞踊家等）にも著作隣接権を設定し、それを保護しようとするものである。

1996年に、WPPTが採択されたが、WPPTは音の実演のみを対象とし、視聴覚的実演は保護の対象として含まれておらず、世界知的所有権機関（WIPO）において視聴覚的実演に関する新条約についての検討が進められてきた。2000年12月には、視聴覚的実演の保護に関する外交会議が開催されたが、実演家の権利行使に関する条項について、米国は実演家が権利行使に関して締結する契約が他国においても法的効果をもたらすルールの導入を主張する一方、EUは各国国内法において実演家の権利行使に関する規定を設けるルールを主張し、最終的な合意が得られず、結果として条約の採択が見送られ

た。それ以降、著作権等常設委員会（S C C R）において、引き続き検討が行われてきた。

2011年10月に、本条約を議題として再び外交会議を開催することが、W I P O 総会において決定され、2012年6月に北京において条約採択のための外交会議が開催され、交渉の結果、全ての条文について合意に達し、「視聴覚的実演に関する北京条約(仮称)」として採択された。

北京条約の主たる内容は、以下のとおりである。

- ・視聴覚的実演家人格権の創設（第5条）（氏名表示権同一性保持権）
- ・視聴覚的実演家の財産的権利の充実（生実演を固定する権利及び放送・公衆への伝達権（第6条）、複製権（第7条）、譲渡権（第8条）、商業的貸与権（第9条）、利用可能化権（第10条）、固定された実演の放送・公衆への伝達権（許諾権又は報酬請求権（一部又は全部の留保が可能））（第11条））
- ・技術的保護手段及び権利管理情報に関する法的保護（第15条及び第16条）
- ・権利の行使・移転等に関する条項（第12条・任意的規定）

本小委員会においては、第12条を含む新条約と我が国著作権法が整合的であることを再確認するため、我が国は外交会議において、固定の許諾後の実演家の排他的権利を国内法によってどのように取り扱うのかは、締約国が決定することができ、我が国の著作権法第91条等と本条約とは整合性がとれているものと理解している旨の発言を行い、最終的に、外交会議の議事録へ記録したことが報告された。

本条約は、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応して視聴覚的実演家の権利の保護拡充を目指すものである。本条約の成立により、視聴覚的実演家の実演家人格権の確立や、視聴覚的実演のアップロードを差し止める権利の保護が国際標準化されることにつながる。さらに、視聴覚的実演に関するコピー・プロテクション等の技術的保護手段の回避や、「電子透かし」等の権利管理情報の改変等が国際的にも規制されることになり、有意義である。

今後は、我が国の視聴覚的実演家の権利が国際的に保護されるよう、我が国の早期の条約締結が望まれる。

②W I P O の著作権等常設委員会（S C C R）等における議論

現在、著作権及び著作隣接権に関する議論（放送機関の保護に向けた条約に関する議論及び権利の制限及び例外に関する議論等）がW I P O で進められている。第2回から第4回の国際小委員会において、S C C R における議論の進捗状況が報告された。

②-1 放送機関の保護

W I P O（世界知的所有権機関）では、1998年11月以降著作権等常設委員会（S C C R）において、インターネット時代に対応した権利を放送機関に認め、放送の不正使用等の防止を目的として、放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われている。

我が国も第5回会合（2001年）において条約形式の提案（SCCR/5/4）を行い、第9回会合（2003年）においてインターネット放送機関の取扱いに関する論点について文書（SCCR/9/9）を提出するなど、放送条約の早期採択を目指して積極的に参画してきた。

2004年4月に、SCCRの議長により修正された「条約テキスト案」及びウェブキャストイングについての作業文書」が提示され、その作業文書において、インターネット放送については、非強制的保護とされた。2007年のWIPO一般総会においては、条約採択のための外交会議の開催が提案されたものの、一部の途上国の条約への慎重な姿勢や、各国の意見の隔たりにより、合意に至っていない。その後、2007年の一般総会で決定されたマンデート（シグナルベースアプローチによる、伝統的な意味での放送機関の保護）にしたがって、数年間継続して議論されたものの、具体的な進展はみられなかった。

第23回SCCR会合において、インターネット放送を保護の対象とする南ア・メキシコ提案（SCCR/23/6）が提出され、再び放送条約の成立へ向けた動きを見せつつある。我が国は、昨年5月に我が国から放送条約に関する提案（SCCR/24/3：多数の選択肢を有する基礎提案SCCR/15/2を絞り込んだ提案。インターネット放送は放送の定義から除外されている。）をWIPO事務局に提出し、我が国が放送機関の保護に関する非公式協議を主催する等、我が国として、放送条約の早期採択を目指して、積極的に議論に参画しているところであるが、SCCR議長の提案により、我が国の提案を含む形でシングルテキスト化された作業文書が作成されている。

放送条約について、現在SCCRで議論となっている主な論点として、①伝統的放送機関が行うインターネット放送、②固定後の権利（複製権、利用可能化権等）、③インターネット上の送信に対する保護（再送信権・利用可能化権）、④放送前信号の保護、⑤暗号解除、⑥保護期間等が挙げられる。

本議題については、我が国や米国・EUをはじめ、南ア・メキシコなどの途上国側も総じて早期の条約採択について前向きな姿勢であり、2014年の外交会議の開催を目指して、2013年の前半に、3日間の中間会合を開催する等して、活発な議論を行っていくこととされているところである。

各国における議論の動向を踏まえながら、著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ、今後も引き続き我が国としての対応の在り方を検討していく必要がある。

②-2 視覚障害者等のための権利制限及び例外

知識へのアクセス向上（Access to knowledge）のために、現行の国際的な著作権保護のシステムにおいて、パブリックドメインの確保等を実現するための制限と例外の措置を設定すべきとの動き、また、近年のインターネット等の普及によって、知識に容易にアクセスできる手段を得たにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが、知識へのアクセスの障壁となっているとされ、より利用を重視した制度への転換が必要であるとの認識の下、2005年に権利制限と例外に関する議論が始まった。当初、先進国側は、権利の制限及

び例外の導入の検討は、スリー・ステップ・テストによって検証する方法が既に定着していることから、これを改める必要性はないとし、具体的な規定の在り方は、各国の国内事情を踏まえた柔軟な対応が必要であり、各国に委ねられるべきであることを主張していた。

このような中、2009年の第18回SCCRにおいて、中南米諸国が、視覚障害者等に限定した条約案を提案した。2010年の第20回SCCRにおいては、米国が視覚障害者等に限定した合意文書案、EUが視覚障害者等に限定した勧告草案、アフリカグループが視覚障害者等に限定せず、障害者、教育及び研究機関、図書館並びに文書館を権利制限の範囲とした条約案を提案したことから急速に議論が加速化した。

第22回SCCRにおいて、米国・EU・中南米諸国の提案を統合した提案が議長文書としてまとめられ、第24回SCCR（平成24年7月）、視覚障害者等のための権利制限及び例外についての中間会合（平成24年10月）、第25回SCCR（平成24年11月）の各会合について、議論の状況や各会合におけるテキストの主な論点（対象となる著作物の定義や、アクセス可能な形式の複製物（点字図書・録音図書等）の輸出入の仕組み、Authorized Entity（アクセス可能な形式の複製物の輸出入を行う団体）の定義など）について、作業文書（SCCR/25/2等）等に基づき、本小委員会において、逐次報告がなされた。

従来から条約化を求めていた途上国側のみならず、米やEU等の先進国側も条約化を受け入れる機運が高まった結果、昨年12月に開催されたWIPO臨時総会及びそれに引き続く外交会議の準備委員会において、本年2月に追加のSCCR特別会合を開催して、実体条項の基本提案を更に議論するとともに、本年6月に、条約採択のための外交会議がモロッコにおいて開催されることが決定された。

我が国としては、本条約の内容としては、スリー・ステップ・テスト等の既存の国際約束等と整合的な内容とすることを前提としつつ、我が国の視覚障害者等の著作物へのアクセス性の向上に資するものであること等に鑑み今後も議論の動向を注視しつつ、積極的に対応の在り方を検討していくことが必要である。

②-3 その他の権利制限及び例外

視覚障害者等以外（図書館・アーカイブ・教育機関等）のための権利制限及び例外等についても、具体的な議論が始められているところであるが、これらの権利制限及び例外については、先進国側と途上国側との間に、議論の進め方や議論の範囲等（①文書のまとめ方として、テキスト提案と各国の法制の紹介等のコメントを文書の中でどのように整理して纏めるのか、②途上国より提案された、議題とは無関係と考えられる項目（例：ISPに関する項目）を文書に含むか否か）について、意見の相違がある。

これらの権利の制限及び例外については、我が国としては、引き続き、スリー・ステップ・テストの考え方や各加盟国のそれぞれの国内事情を踏まえ、今後も、我が国としての対応の在り方を検討していく必要がある。

(3) 知財と開発問題、フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方

W I P O の 遺 伝 資 源 ・ 伝 統 的 知 識 及 び フ ォ ー ク ロ ア に 関 す る 政 府 間 委 員 会 （ I G C ） で 議 論 が な さ れ て い る と こ ろ で あ る が 、 先 進 国 ・ 途 上 国 間 で 、 法 的 拘 束 力 の 有 す る 枠 組 み の 構 築 の 可 否 等 、 根 本 的 な 論 点 に お い て 、 意 見 に 隔 た り が 見 ら れ る 状 況 で あ る 。

第 2 2 回 I G C に お い て 、 フ ォ ー ク ロ ア に 焦 点 を あ て て 議 論 さ れ た も の の 、 保 護 の 対 象 （ フ ォ ー ク ロ ア の 定 義 ） 、 受 益 者 の 対 象 範 囲 、 ど の よ う な 保 護 の 方 法 が 適 切 か 等 の 基 礎 的 な 項 目 に お い て 、 テ キ ス ト に 多 く の 代 替 提 案 や 選 択 肢 が 追 加 さ れ た 一 方 、 意 見 の 収 れ ん が み ら れ た 項 目 は 少 な かつ た こ と か ら 、 会 合 当 初 よ り も 一 層 複 雑 な 状 態 と な っ た テ キ ス ト と な っ て し ま っ た こ と が 、 第 2 回 の 国 際 小 委 員 会 に お い て 報 告 さ れ た 。

(4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

近 年 、 マ ル チ の フ レ ー ム ワ ー ク の み な ら ず 、 F T A ・ E P A の 枠 組 み に お い て も 知 的 財 産 保 護 を 推 進 し よ う と い う 取 組 や 、 著 作 権 法 制 度 を 巡 る 様 々 な 動 き が 諸 外 国 に お い て み ら れ る と こ ろ 、 そ れ ら の 動 向 に 目 を 配 る 必 要 が あ る 。 そ こ で 、 韓 国 、 米 国 、 E U 等 の 諸 外 国 の 著 作 権 法 制 と 、 我 が 国 の 著 作 権 法 制 と の 比 較 を 中 心 に 有 識 者 か ら ヒ ア リ ン グ を 行 い 、 あ り 得 べ き 論 点 に つ い て 議 論 し た 。

ま ず 韓 国 で は 近 年 、 米 国 及 び E U と F T A を 締 結 し て い る が 、 こ れ に 伴 い 大 規 模 な 著 作 権 法 改 正 が 行 わ れ て い る 。 米 韓 F T A の 著 作 権 分 野 に お け る 主 な 合 意 内 容 と し て は 、 ① 一 時 的 複 製 に 対 し て 、 著 作 権 者 に 複 製 権 を 認 定 、 ② 著 作 権 の 保 護 期 間 を 5 0 年 か ら 7 0 年 に 延 長 、 ③ 技 術 的 保 護 措 置 の 回 避 規 制 強 化 、 ④ 権 利 管 理 情 報 に つ い て の 一 定 の 行 為 の 禁 止 措 置 、 ⑤ 法 定 損 害 賠 償 制 度 の 導 入 、 ⑥ 侵 害 情 報 提 供 を 命 令 で き る 権 限 を 裁 判 所 に 付 与 、 ⑦ 著 作 権 侵 害 物 品 の 税 関 申 告 制 度 の 導 入 、 ⑧ 商 業 的 規 模 の 著 作 権 侵 害 の 非 親 告 罪 化 等 が あ り 、 ま た 、 E U 韓 F T A で は ① 著 作 隣 接 権 保 護 期 間 を 5 0 年 か ら 7 0 年 に 延 長 、 ② 放 送 事 業 者 に 「 テ レ ビ 放 送 を 上 映 す る 対 価 と し て 入 場 料 を 徴 収 す る 行 為 」 に 関 す る 公 演 権 を 付 与 、 ③ 権 利 者 推 定 規 定 を 放 送 事 業 者 に も 拡 大 、 ④ 「 再 販 売 権 （ 迫 及 権 ） 」 の 導 入 に 関 す る 協 議 の 開 始 等 が 規 定 さ れ た 。 近 時 の 韓 国 著 作 権 法 改 正 は こ れ ら へ の 対 応 を 含 む と と も に 、 F T A の 合 意 内 容 に は 含 ま れ て い な い も の の 、 利 用 と 権 利 保 護 の バ ラ ン ス の 観 点 か ら フェア ・ ユ ー ス 規 定 が 導 入 さ れ た こ と も 紹 介 さ れ た 。 実 際 に は 規 定 導 入 前 か ら 政 府 関 係 者 ・ 著 作 権 者 ・ 利 用 者 の 間 で の 検 討 に よ り 、 一 定 の 範 囲 の 著 作 物 の 利 用 に つ い て 公 正 利 用 に 該 当 す る か 否 か の 判 別 を 容 易 に す る よ う な ガ イ ド ラ イ ン が 策 定 さ れ 、 運 用 が 試 み ら れ て き て い る と の こ と で あ る 。

次 に 米 国 に つ い て は 、 そ の 著 作 権 法 制 度 に つ い て 日 本 と 比 較 し た 場 合 、 い く つ か 特 徴 的 な 点 を 挙 げ る こ と が で き る 。 具 体 的 に は 、 ① 憲 法 に 著 作 権 条 項 が 存 在 す る 、 ② 著 作 隣 接 権 制 度 が な い 、 ③ 実 演 ・ レ コ ー ド 製 作 ・ 放 送 等 は 「 視 聴 覚 著 作 物 」 「 録 音 物 」 と し て 保 護 さ れ る 、 ④ 著 作 権 の 保 有 自 体 を 登 録 で き 、 法 定 賠 償 請 求 権 、 法 律 上 の 推 定 等 の 効 果 を 有 す る 著 作 権 登 録 制 度 が あ る 、 ⑤ 権 利 内 容 の 違 い （ 輸 入 権 ・ 輸 出 権 等 を 含 む 頒 布 権 の 存 在 ） が あ る 、 ⑥ 一 般 的 権 利 制 限 規 定 （ フェア ・ ユ ー ス ） が 存 在 す る 、 ⑦ 技 術 的 保 護 手 段 に つ い て ア ク セ ス ・ コ ン ト ロ ー ル 技 術 の 保 護 が あ る 、 ⑧ 救 済 制 度 の 違 い （ 利 益 賠 償 制 度 ・ 法 定 賠 償 制 度 ） が あ る 等 の 点 が 紹 介 さ れ た 。

EUに関しては、日本の法制度との比較で特徴的なもののひとつとして追及権制度があり、追及権に関する欧州指令（2001/84/EC）が導入されている。この指令には、①追及権は譲渡不能・放棄不能の権利であること、②美術市場の専門家が介在する取引すべてが対象であること、③一方で10,000ユーロを超えず、かつ、3年以内に行われる取引については除外するといった義務規定が含まれ、また保護対象となる美術の原作品あるいはその複製の定義や徴収率等についても規定されている。

議論の中では、追及権制度の導入が必要な理由として、著作権法第47条の2でいう「取引の用に供する」場合の例外規定とのバランス（本例外規定と同時に追及権が規定されることで、美術の著作者は、その作品の取引が行われることにより報酬を得る可能性が生じる）をとるといふ意義があること、さらに複製物を中心に頒布される形式ではなく、主に原作品が取引されるという美術の著作物の特殊性に鑑み、販売に関与する権利を著作者に与えることも許容されるとの見解が紹介された。その一方で、市場の経済原理をもとに検討すると、追及権により販売価格が上昇する可能性があるとした見解についても紹介された。

さらにEUにおける著作権制度の動向に関する一例として、欧州諸国の研究者による共同研究の成果物であり、著作権法全体をハーモナイズする試みである欧州著作権コード（European Copyright Code¹）についての紹介がなされた。

今後、FTA・EPA交渉を進めて行くにあたっては、議論の中で指摘された論点について留意するとともに、権利保護と利用のバランスや国際的な潮流、国益の保護といった観点からも検討を深めていく必要があると思われる。

Ⅲ 平成24年度使用料部会の審議について

平成24年6月26日及び平成24年12月25日の2回開催し、著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額（計30件）、平成24年度使用教科書等掲載補償金及び平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金について審議し、答申を行った。

¹ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kokusai/h24_3/pdf/siryou2.pdf

IV 開催状況

1. 著作権分科会

第1回 平成24年3月29日

- (1) 文化審議会著作権分科会長の選出について
- (2) 小委員会等の設置について
- (3) その他

第2回 平成25年2月18日

- (1) 平成24年度使用教科書等掲載補償金について
- (2) 平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金について
- (3) 法制問題小委員会の審議の経過について
- (4) 国際小委員会の審議の経過について
- (5) その他

2. 法制問題小委員会

第1回 平成24年6月7日

- (1) 法制問題小委員会主査の選任等について
- (2) 法制問題小委員会審議予定について
- (3) その他

第2回 平成24年6月29日

- (1) 「間接侵害」について
- (2) 国立国会図書館法の一部改正について
- (3) その他

第3回 平成24年8月29日

- (1) 「間接侵害」について（関係団体ヒアリング）
- (2) その他

第4回 平成24年9月4日

- (1) 「間接侵害」について（関係団体ヒアリング）
- (2) その他

第5回 平成24年11月16日

- (1) 「間接侵害」について
- (2) その他

第6回 平成24年12月13日

- (1) 「間接侵害」等について
- (2) その他

第7回 平成25年2月6日

- (1) 「間接侵害」等に係る課題について
- (2) パロディワーキングチームからの経過報告について
- (3) 平成24年度法制問題小委員会の審議の経過等について
- (4) その他

3. 国際小委員会

第1回 平成24年5月23日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 今期の国際小委員会の進め方について
- (3) 諸外国の著作権法、諸外国間のFTAについて
 - ・韓国FTAの概要と著作権関連法改正
(東京都市大学 環境情報学部 張 睿暎准教授)
 - ・米国著作権制度の特徴点 (山本隆司委員)
- (4) 海外における著作権普及啓発の推進方策の検討
- (5) その他

第2回 平成24年9月7日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) 追及権について (早稲田大学法学学術院 小川明子助手)
- (3) その他

第3回 平成24年12月4日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) EUにおける著作権法制度について (上野達弘委員)
- (3) その他

第4回 平成25年1月25日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) 政府間協議の対象国の拡大について
- (3) 政府間協議等の報告
- (4) 平成24年度国際小委員会の審議の経過について
- (5) その他

4. 使用料部会

第1回 平成24年6月26日

- (1) 部会長の選出
- (2) 議事の公開について
- (3) 著作権者不明等における著作物の利用に係る補償金の額について
- (4) その他

第2回 平成24年12月25日

- (1) 平成24年度使用教科書等掲載補償金について
- (2) 平成24年度使用教科用拡大図書複製補償金について
- (3) 著作権者不明等における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (4) その他

V 委員名簿

1. 著作権分科会

	井村寿人	社団法人日本書籍出版協会常任理事
	大寺廣幸	一般社団法人日本民間放送連盟理事待遇研究所長
	大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河村真紀子	主婦連合会事務局次長
	北川直樹	一般社団法人日本レコード協会会長
	桐畑敏春	一般社団法人日本映像ソフト協会会長
	久保田裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	小池信彦	社団法人日本図書館協会常務理事
	小泉直樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授，弁護士
	後藤幸一	協同組合日本映画監督協会理事
	里中満智子	マンガ家
	椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常任理事
	椎名保	一般社団法人日本映画製作者連盟参与
	新山賢治	日本放送協会理事
	大楽光江	北陸大学未来創造学部教授
	龍村全	弁護士
	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	都倉俊一	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会会長
分科会長	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
副分科会長	中山信弘	明治大学特任教授，東京大学名誉教授，弁護士
	永江朗	公益社団法人日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	花井尊	写真家，公益社団法人日本写真家協会著作権委員
	広崎膨太郎	一般社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会長
	福井明	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
	福王寺一彦	日本画家，社団法人日本美術家連盟常任理事，日本美術著作権連合理事長
	前田哲男	弁護士
	松田政行	弁護士
	村上政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	山本隆司	弁護士

(以上30名)

2. 法制問題小委員会

	上野達弘	立教大学法学部教授
	大須賀滋	東京地方裁判所判事
主査代理	大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	神奈川大学経営学部准教授
	小泉直樹	慶応義塾大学大学院法務研究科教授、弁護士
	末吉互	弁護士
	多賀谷一照	獨協大学法学部教授
	茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
主査	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	中山信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授、弁護士
	前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	松田政行	弁護士
	村上政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本隆司	弁護士
	山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上17名)

3. 国際小委員会

	浅原恒男	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	上野達弘	立教大学法学部教授
	小原正幸	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	梶原均	日本放送協会知財展開センター著作権・契約部長
	久保田裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事，事務局長
	後藤健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事，事務局長 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会 ライツ専門部会法制部会主査
主査代理	鈴木將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
主査	大楽光江	北陸大学未来創造学部教授
	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	中村伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	野口祐子	弁護士
	畑陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事
	前田哲男	弁護士
	山本隆司	弁護士

(以上15名)

4. 使用料部会

	小 泉 直 樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授，弁護士
部会長代理	大 楽 光 江	北陸大学未来創造学部教授
部会長	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	村 上 政 博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

(以上 5 名)

**文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において
ヒアリングを実施した関係団体と出席者一覧**

第3回法制問題小委員会（平成24年8月29日）

- ・ 一般社団法人日本音楽著作権協会
北田 暢也（きただ のぶや）
一般社団法人日本音楽著作権協会 常任理事 総務本部長
- 池上 光朗（いけがみ みつろう）
一般社団法人日本音楽著作権協会 総務本部企画部 企画課長
- ・ 一般社団法人日本レコード協会
畑 陽一郎（はた よういちろう）
一般社団法人日本レコード協会 理事
- 楠本 靖（くすもと やすし）
一般社団法人日本レコード協会 法務部副部長
- ・ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
久保田 裕（くぼた ゆたか）
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事
- ・ 社団法人日本書籍出版協会
酒井 久雄（さかい ひさお）
社団法人日本書籍出版協会 知的財産権委員会 副委員長
- 恩穂井 和憲（おしほい かずのり）
社団法人日本雑誌協会 著作権委員会 委員
- ・ 日本知的財産協会
大野 郁英（おおの いくひで）
日本知的財産協会 著作権委員会 委員長
- 藤野 忠（ふじの ただし）
日本知的財産協会 著作権委員会 副委員長

第4回法制問題小委員会（平成24年9月4日）

- ・ 日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟
梅田 康宏（うめだ やすひろ）
日本放送協会 総合リスク管理室 法務部 法務主査・弁護士
- 笹尾 光（ささお ひかる）
一般社団法人日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会 主査
- 大澤 靖（おおさわ やすし）
一般社団法人日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会 副主査
- ・ 一般社団法人日本映像ソフト協会
酒井 信義（さかい のぶよし）
一般社団法人日本映像ソフト協会 管理部 著作権担当部長
- 小林 靖子（こばやし やすこ）
一般社団法人日本映像ソフト協会 業務部 法務課兼著作権担当

- 一般社団法人電子情報技術産業協会
 榑原 美紀（さかきばら みき）
 一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会 委員長
- 太佐 種一（たいさ たねかず）
 一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会 副委員長
- 赤松 耕治（あかまつ こうじ）
 一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会 副委員長
- 一般社団法人インターネットユーザー協会
 小寺 信良（こでら のぶよし）
 一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事
- 相馬 拓郎（そうま たくろう）
 一般社団法人インターネットユーザー協会 幹事

(以上、9団体)

「間接侵害」等に係る課題について(検討経過)

平成25年2月6日
法制問題小委員会

第1節 問題の所在

著作権法第112条第1項は、著作権等を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、著作権者等が差止請求を行うことができる旨規定している。しかしながら、著作物等を自ら直接に利用する者²（以下「直接行為者」という。）以外の関与者（以下「間接行為者」という。）に対して差止請求を行うことができるかどうかについては、現行法上、必ずしも明確ではないため、間接行為者がどのような場合に差止請求の対象となるのか、そしてその範囲をどのように捉えるべきかという点につき、いわゆる「間接侵害」の問題として、立法措置の必要性も含め、検討が求められてきた。

間接侵害を巡る状況としては、近年の情報通信技術の発展により、インターネット等を利用した著作物等の創作・流通が活発になったことに伴い、裁判例において、例えばカラオケスナックの経営者などのような、直接行為者を物理的に支配下におく者の侵害主体性が争いとなったケース³に加えて、インターネット等を活用して提供される各種のサービスを巡ってその提供者に対する差止請求権が認められるかが争いとなったケース⁴も増加している。また、複数の裁判例が採用したとされる、いわゆる「カラオケ法理」の是非等を巡って様々な議論が展開されており、そこでは、直接行為者の概念が不当に拡張されているのではないかといった指摘や、著作権法上、差止請求の対象となる範囲が不明確であるといった指摘が多くなされている。

このような状況を受け、これまで、関係団体から差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの要請がなされていたところであり、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められてきた⁵。

第2節 検討経緯

上記問題意識を踏まえ、間接侵害の問題については、平成14年度に司法救済制度小委員会において検討を開始し⁶、平成17年度からは法制問題小委員会に司法救済ワーキングチームを設置し、検討を行ってきた。平成17、18年度には裁判例からのアプローチ、外国法からのアプローチ、民法からのアプローチ及び特許法からのアプローチに

² 著作権法第113条によって侵害とみなされる行為を自ら行う者を含む。

³ 例えば、最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁〔クラブキャッツアイ事件〕など。

⁴ 例えば、最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁〔まねきTV事件〕、最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件〕、知財高判平成22年9月8日判時2115号102頁〔TVブレイク事件〕、大阪高判平成19年6月14日判時1991号122頁〔選撮見録事件〕、東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁〔MYUTA事件〕、東京高判平成17年3月31日LEX/DB文献番号28100713〔ファイルログ事件〕など。

⁵ 知的財産推進計画2009、同2010、同2011、同2012など。

⁶ 文化審議会著作権分科会審議経過報告書（平成15年1月）第5章「司法救済制度小委員会における審議の経過」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102f.htm

より基礎的な研究を深め、本課題の分析を試みたところであり⁷、平成19年度からは、これらの成果を踏まえた具体的な立法措置の検討が進められた。

そして、法制問題小委員会中間まとめ（平成19年10月）⁸において、立法の方向性についての考え方を示し、意見募集を実施したところ、立法措置が必要であるとの意見が多数寄せられた一方で、具体的な内容については、慎重論を含め様々な考え方が示された⁹。

司法救済ワーキングチームでは、その後もこの問題について、関係団体からのヒアリングや主要裁判例の分析等を通じて、望ましい立法措置の在り方につき検討を継続し、平成24年1月12日に『『間接侵害』等に関する考え方の整理』¹⁰（以下「考え方の整理」という。）が取りまとめられた。

第12期（平成24年度）の法制問題小委員会においては、「考え方の整理」を受け、関係団体から「考え方の整理」についてヒアリングを実施し、改めて立法措置の必要性等や司法救済ワーキングチームで整理された論点について検討を行った¹¹。

第3節 「間接侵害」に係る課題についての検討の状況

1. 「考え方の整理」の概要

「考え方の整理」では、立法論として、差止請求の対象は直接行為者に限定されるものではなく、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきであり、また、間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接行為者による侵害（以下「直接侵害」という。）の成立が前提となるとの考え方（いわゆる「従属説」）が基本的に適当であるとしている。

また、これらを前提に、一定の範囲の間接行為者、具体的には、

- (i) 専ら侵害の用に供される物品（プログラムを含む。以下同じ。）・場ないし侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者
- (ii) 侵害発生の実質的危険性を有する物品・場を、侵害発生を知り、又は知るべきでありながら、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく、当該侵害のために提供する者

(iii) 物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で、提供する者については、それぞれ差止請求の対象となることが明確となるよう、立法措置を講ずべ

⁷ 文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）第1章「法制問題小委員会」第5節「司法救済ワーキングチーム」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/005.htm

⁸ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度中間まとめ（平成19年10月）第6節「いわゆる『間接侵害』に係る課題等について」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/housei_chuukan_1910.pdf

⁹ 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」に関する意見募集に寄せられた御意見VII
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/housei_chuukan_iken.pdf

¹⁰ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_06/pdf/shiryo_3.pdf

なお、「考え方の整理」の報告内容は、あくまで立法論としての考え方を整理したものであり、現行法の解釈について特定の見解を前提としたものではない。

¹¹ 以下、単に「法制問題小委員会における検討」という場合、第12期の法制問題小委員会における検討を指す。

きであるとの考えで概ね一致したと整理している（以下、(i) から (iii) までの類型を総称する場合、単に「3類型」という。）。

2. 法制問題小委員会における検討

法制問題小委員会では、上記のとおり司法救済ワーキングチームにおいて「考え方の整理」が取りまとめられたことを受け、関係団体から「考え方の整理」についてヒアリングを実施した。そこでは、そもそも「考え方の整理」の前提としている立法措置の必要性について、関係団体から賛否両論が示された。また、関係団体からは、立法措置の必要性と関連して、これまでの裁判例についての意見も示された。さらに、「考え方の整理」に記載されている内容についても、関係団体から意見が示された。改めて法制問題小委員会においては、関係団体の意見を参考にしつつ、これらの論点について検討を行ったところである。

以下では、法制問題小委員会における検討の内容を、立法措置の必要性、これまでの裁判例との関係、「考え方の整理」の記載内容の観点から整理している。

【総論】

(1) 立法措置の必要性について

(ア) 司法救済ワーキングチームにおける検討結果

「考え方の整理」においては、一定の範囲の間接行為者が差止請求の対象となることが明確となるよう、立法措置を講ずべきであるとしている。

(イ) 関係団体からのヒアリング

従前、権利者側及び利用者側の双方の立場から、差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの要請がなされていたところ、法制問題小委員会において実施した関係団体からのヒアリング¹²では、立法措置の必要性につき、賛否が分かれ、特に、権利者側の立場から立法措置に慎重な意見が多く示された。こうした状況の変化については、直接行為者の認定に係る近時の裁判例（例えば、まねきTV事件及びロクラクII事件の両最高裁判決¹³）が背景にあるものと考えられる。

具体的には、立法措置に積極的な立場及び条件付きで賛成する立場から、①製品やサービスを提供する事業者の予測可能性を高めるという観点から、間接侵害に関する規定を設けるべきという意見や、②幫助行為が差止請求の対象となることを認め、かつ、直

¹² 「間接侵害等に係る関係団体ヒアリング意見概要」（平成24年11月16日文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第5回）配布資料）

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h24_shiho_05/pdf/shiryō.pdf

¹³ 脚注3参照。

接侵害の領域をあまり狭めない理論的担保がなされれば、賛成であるという意見が示された。

一方、立法措置に消極的な立場として、特に権利者側の立場から、①間接行為者に対する差止請求については、著作権法第112条第1項の解釈論によって対処することが可能であり、立法措置が必要不可欠とまではいえないという意見や、②これまでの判例で示された規範と間接侵害に係る規定の要件とに齟齬が生じ、結果、著作権法が非常に複雑になってしまうこと等から、すぐに立法措置が必要だとは考えていないという意見、③最高裁が直接行為主体を弾力的に認定するという立場を示していると考えられること¹⁴や、これまで、間接侵害の規定がないために侵害や差止めが否定されたことはないこと等から、立法措置については慎重であるという意見が示された。

(ウ) 法制問題小委員会における検討の状況

こうした関係団体からのヒアリング結果を踏まえ、法制問題小委員会においても改めて立法措置の必要性について検討した。

立法措置に積極的な立場からは、①間接行為者に対して差止請求できるのか、現状でははっきりしないことは確かであり、明文の規定があることは意味があること、②損害賠償が認められたとしても、実務上多くの場合回収は困難であり、著作権の実効性の観点から、差止請求が一番重要であること、③次々と新しいサービスや物が出てくる中で、これまでの裁判例の積み重ねだけで差止めできるのか疑問であり、今後も裁判を積み重ねることにより、差止請求の対象となるべき間接侵害を明らかにしていくよりも、立法により明らかにする方がよいのではないかと考えられること、等の意見が示された。

一方で、立法措置に消極的な立場から、①従前の最高裁で示された解釈と間接侵害に係る立法との、いわば二つの考え方が併存することになり、混乱が懸念されること、②デジタル・ネットワーク環境における権利侵害とは何か、違法とは何かについては、ある程度司法判断に委ねるということもやむを得ないこと、③ヒアリングの結果からは、立法措置の必要性は乏しいという意見がかなり多く、立法して現状を改めることまでは求められていないと考えられること、また、立法するにしても、規定の内容を皆が納得する形で明確にするというのは困難であること、等の意見も示された。

また、立法措置に積極的な立場・消極的な立場のほかにも、デジタル時代、クラウド時代に適応したものとするため、また、裁判規範として十分に明確なものとするため、

¹⁴ ロックⅡ事件最高裁判決では、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当」とし、「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下『サービス提供者』という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下『複製機器』という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である」とした。

間接侵害に係る課題についてはもう少し時間をかけて議論すべきであるといった意見も示された。

(2) これまでの裁判例との関係について

(ア) 関係団体からのヒアリング

関係団体からのヒアリングでは、直接侵害として解決すべき領域の広さについては、最近の最高裁判決をはじめとする裁判例の蓄積により、十分に予測可能な状態に至っており、また、直接行為者該当性の判断に関して裁判所が従来採用してきた判断枠組みは、「法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の手法の一つ」¹⁵であって、普遍性が高いものである等の意見が示されている。

(イ) 法制問題小委員会における検討

法制問題小委員会での議論では、これまでの裁判例について、著作権法第112条により差止請求が認められる対象は直接行為者に限定されているとする考え方を前提として、間接行為者の差止めが難しい場合に直接行為者を広めに認定しているのではないかとこの意見が示され、このような直接行為者の認定は、明確性の観点から望ましくないとの意見が示された¹⁶。

これに対し、(1)(ウ)で述べたような、従前の最高裁で示された解釈と間接侵害に係る立法が併存することによる混乱を懸念する意見が示された。

この他、上記のとおりこれまでの裁判例についての関係者の捉え方は一様ではなく、また、(1)の立法措置の必要性に係る賛否をも併せて考えると、立法措置に係る賛否双方の立場が立法に求めるものを統一することは難しい旨指摘する意見もあった。

言い換えれば、立法措置に積極的な立場は、これまでの裁判例による直接行為者に係る認定の判断枠組みにとって代わって立法で差止請求の対象を限定することにより、明確化が図られることを理由として賛成するものである。一方で、立法措置に消極的な立場は、これまでの裁判例で認められてきた差止請求の対象を立法で限定することに反対しており、仮に立法措置に賛成するとしてもこれまでの裁判例による直接行為者に係る認定の判断枠組みを維持することを前提とするものである。このため、仮に立法措置を講ずることについての合意が得られたとしても、双方の立場が立法に求めるものを統一することは、現状において容易ではないと考えられる。

¹⁵ ロクラクⅡ事件最高裁判決金築裁判官補足意見参照。

¹⁶ 関係団体からのヒアリングにおいても、「考え方の整理」に沿った立法化がなされることにより、差止請求の対象となる間接行為者の外延が明確化され、その結果として、「擬制的でない正しい直接行為主体の認定」が行われることを期待する、との意見が示されている。

【各論】

(3) 「考え方の整理」の記載内容について

(ア) 間接侵害成立の前提としての直接侵害成立の要否について

① 司法救済ワーキングチームにおける検討結果

一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきとしても、間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接侵害の成立が前提となるのか否かが問題となる。この問題については、直接侵害の成立を前提とする考え方（従属説）と、前提としない考え方（独立説）とがあり得るが、司法救済ワーキングチームでは、適法行為を助長ないし容易化等する行為を行ったとしても、そのような行為を違法な侵害行為とすることは適當ではないことから、基本的に前者の考え方（従属説）で一致した。

② 法制問題小委員会における検討

法制問題小委員会では、従属説に賛成する意見が司法救済ワーキングチーム員から示された一方、個別の事案に応じて妥当な司法判断を導くという観点から、予め従属説又は独立説のいずれかに決めるべきものではないとの意見や、著作権法第112条は、「侵害するおそれ」のある者に対して差止めを認め、現に侵害が発生したことを要件として求めていることから、直接行為者が特定できなくても、また、直接行為者による侵害が未遂であっても、差止めができることとなり、従属説といっても、極めて従属性が弱いのではないかとの意見も示された¹⁷。

¹⁷ なお、従属説を採用したとしても、直接侵害がないために間接行為者を差止請求の対象とできないことが妥当ではないと考えられる場合、当該行為を侵害と擬制する別の規定を設けることは排除されていないとの意見や、著作権法第112条では「侵害するおそれ」と規定しているが、直接侵害がなくてもよいとも、侵害が成立しなくてもよいとも言っているわけではないとの意見も示されている。

(イ) 差止請求の対象と位置付けるべき間接行為者の範囲に係る試案について

① 司法救済ワーキングチームにおける検討結果

「考え方の整理」においては、差止請求の対象は直接行為者に限定されないこと及び従属説を前提として、立法措置の結果差止請求の対象として認められるべき間接行為者を上記1で示した3類型として類型化している。

② 関係団体からのヒアリング

関係団体からのヒアリングでは、この3類型について、総じて、各類型における文言の不明確さを指摘する意見が多く示された。加えて、特に(ii)については、「知るべきでありながら」という要件が、事業者に対して監視義務や放置しないための措置をとる義務を課すことにならないかとの懸念や、「侵害発生防止のための合理的措置」という要件について、求められる合理的措置がエスカレートし、ある種の監視義務を課すようになってしまうのではないかとの懸念等が示された。

この他、3類型自体、裁判例の積み重ねによらなければ内容が明確にならないのではないかといった意見も示された。

③ 法制問題小委員会における検討

法制問題小委員会における検討においても、各類型の文言の不明確さを指摘し、間接侵害について立法するのであれば、3類型をもう少し明確にして限定すべきといった意見等が示されたが、一方で、「考え方の整理」における立法措置は、いわば間接侵害に係る一般条項を設けようとするものであり、そうである以上、ある程度抽象的な書き方となることはやむを得ないとの意見も示された。

第4節 いわゆるリーチサイトについて

1. 問題の所在

インターネット上の著作権侵害行為を拡大させる事例として、侵害コンテンツそのものは掲載していないものの、侵害コンテンツを掲載したサイトへのリンクあるいはサイトに蔵置されたコンテンツへのリンクを集めて誘導するリーチサイトの事例が問題とされている¹⁸。

¹⁸ 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」（平成22年5月）（同報告書25頁以降）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/siryou/20100601wg_houkoku.pdf

2. 検討経緯等

まず、知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会において、リーチサイトによる著作権侵害への対策について問題提起がされた¹⁹。

司法救済ワーキングチームでは、知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における検討を踏まえ、いわゆるリーチサイト（別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト）²⁰についても、間接侵害の問題と併せて検討を行い、「考え方の整理」において検討結果が示された。

法制問題小委員会では、「考え方の整理」について実施した関係団体からのヒアリングを行うとともに、検討を深めた。

3. 検討の状況

（1）司法救済ワーキングチームにおける検討結果

「考え方の整理」で示したとおり、司法救済ワーキングチームでは、いわゆるリーチサイトを差止対象とすることについて様々な意見が出されたが、著作権等の対象となるのは個々の著作物等である以上、原則として、リーチサイト全体ではなく、そこに含まれる個々のリンクについて差止請求の可否等を検討せざるを得ないのではないかといった意見が多く出された。また、この場合には、上記差止請求の対象とすべき間接行為者の範囲に係る3類型との関係では、リンクによって、その態様やリンク先で行われる著作物等の利用行為の内容（ダウンロードを伴うか、視聴に限られるか等）が異なることから、結局、個別の事案ごとに判断せざるを得ないとの意見があった。

また、仮にリーチサイトについて、サイト全体を差止請求の対象と位置付けるのであれば、これに特化したみなし侵害規定を創設することが適当ではないかとの意見があったが、その一方で、当該意見に対しては、リーチサイトの態様も多様であり、これに特化した規定を創設することは現実的ではないのではないかとの意見も出された。

¹⁹ 前掲「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」は、リーチサイトが著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、（i）当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、（ii）当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること、が考えられるとし、「上記要件に該当するような一定の行為については現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置付けを整理していく必要がある。」とする（同報告書28頁）。

²⁰ 「いわゆる『リーチサイト』の態様について」（平成24年12月13日文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第6回）配布資料）http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h24_shiho_06/pdf/shiryo_2.pdf、「平成23年度知的財産権侵害ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査）報告書」http://www.meti.go.jp/met_i_lib/report/2012fy/E002243.pdf

(2) 関係団体からのヒアリング

「考え方の整理」について実施した関係団体からのヒアリング²¹では、リーチサイトを差止請求の対象とすることに積極的な立場から、リーチサイト及びリーチサイトと同様の機能を提供する音楽系アプリに特化した差止請求規定を設けるか、少なくとも、検討している間接侵害に関する規定の対象として欲しいといった意見等が示された。

一方、リーチサイトを差止請求の対象とすることに消極的な立場からは、リーチサイトへの規制がおそらくリンク行為を規制するということになるのではないかと考えられ、ユーザーの通常のインターネット利用に重大な影響を及ぼすことになりかねないため、リーチサイトへの規制には全面的に反対であるといった意見等が示された。

(3) 法制問題小委員会における検討

関係団体から、リーチサイト等について差止請求の対象となるようにして欲しいとの意見が強く示されたことを踏まえ、法制問題小委員会においては、リーチサイトに対する対応措置の必要性や、リーチサイトと3類型との関係について主に議論となった。

(ア) リーチサイトに対する対応措置の必要性

権利者がリーチサイトに対して何らかの対策を取れるようにすべきことについての必要性は共有された一方で、インターネットの利用が過度に阻害されることのないように留意すべきとする意見に加え、諸外国も含め「リーチサイト」の指す対象の実態をもう少し整理した方がよいのではないかという意見や、リーチサイトの多くが日本国外のサーバーを利用して開設されているとすれば、仮に立法化したとしてもあまり意味がないのではないかといった意見も示された。

(イ) 3類型との関係

間接侵害とリーチサイトとの関係について、特にリーチサイトが3類型の対象となるか検討したが、一部のリーチサイトは、類型(ii)や類型(iii)の「場」の一例として取り込むことができるのではないかとする意見が示された。一方で、リーチサイト全体とリンクは別に考える必要があり、リーチサイト全体を差止請求の対象とするのであれば、間接侵害とは別に立法措置が必要であるが、個々のリンクを差止請求の対象とするのであれば、間接侵害の枠組みを決めた上での一つの事例となり、個別に判断せざるを得ないとする意見も示された。

²¹ 脚注11参照。

第5節 まとめ

「間接侵害」に係る課題については、製品やサービスを提供する事業者の予測可能性を高める観点から、間接侵害に係る規定を設けるべきという意見や、間接侵害に係る明文の規定があることは意味があるといった意見、著作権の実効性の観点からは差止請求が一番重要であるといった意見等が示され、間接侵害に係る立法措置を講ずる一定の必要性が認められるものと考えられるが、一方で、差止請求の対象については司法判断に委ねるべきとの意見や、より十分な立法事実が求められるとの意見等が示されていることに加え、もう少し時間をかけて議論すべきであるといった意見も示されたところである。

こうした意見に鑑み、本課題については、今後の裁判例の蓄積や社会状況の変化、それらを踏まえた関係者の立法措置の必要性に係る意見等を見極めつつ、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計の在り方等について検討を行う必要があるものとする。

また、検討を行うに当たっては、特に、差止請求の対象と位置付けるべき間接行為者の範囲について、「考え方の整理」に示された各類型を参考としつつ、各類型における文言の不明確さ等についての指摘や検討を行う時点における社会状況等を踏まえ、更に議論を深める必要があるものとする。

いわゆるリーチサイトについては、関係団体からのヒアリングにおいて、リーチサイト等について差止請求の対象となるようにして欲しいとの意見が強く示された。こうした意見を受け、法制問題小委員会においては、リーチサイトを差止請求の対象とするべきとの意見が強く示されたものの、リーチサイトとしてどのようなサイト（又はそのサイトにおけるリンク）を差止請求の対象とすべきか、リーチサイトの指す対象の実態を整理した上で検討することが必要であることに加え、間接侵害に係る議論とも密接に関係することから、当該議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当である。なお、検討に当たっては、インターネットの利用が過度に阻害されないように留意する必要がある。

(以上)

著作物のパロディとしての利用に係る課題に関する検討経過報告

平成25年2月6日
パロディワーキングチーム

1. 検討に至る経緯

法制問題小委員会パロディワーキングチーム（以下「本WT」という。）は、「文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）」及び「知的財産推進計画2012（平成24年5月知的財産戦略本部）」を踏まえ、著作物のパロディとしての利用に係る課題（以下「本課題」という。）を検討するものとして、平成24年6月7日の法制問題小委員会において設置された。

なお、本課題に関しては、平成23年度に文化庁が委託調査を実施し、「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書」²²（平成24年3月。以下「調査研究報告書」という。）をとりまとめている。

2. 開催状況、検討経過

本WTでは、諸外国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）におけるパロディに関連する法制度及び議論状況について、有識者からヒアリングを行い、また、我が国におけるパロディとしての著作物の利用の実態等について、関係団体等からヒアリングを行ったうえ、これらの内容を整理し、検討を行った。

具体的な開催状況及び検討経過は、以下のとおりである。

○ 第1回 平成24年7月17日（火）

上野チーム員から調査研究報告書を踏まえ、「著作物のパロディの取扱いに関する論点の整理」に関する発表が行われ、これに基づき、質疑応答及び検討を行った。

○ 第2回 平成24年8月28日（火）

調査研究報告書の執筆を行った野口祐子氏（弁護士）からアメリカ、青木大也氏（大阪大学知的財産センター特任講師）からイギリスにおける裁判例及び学説を踏まえたパロディに関連する法制度や議論状況、日本法への示唆等について、それぞれ発表が行われ、これに基づき、質疑応答及び検討を行った。

○ 第3回 平成24年9月18日（火）

調査研究報告書の執筆を行った駒田泰士チーム員からフランス、本山雅弘氏（国士舘大学法学部教授）からドイツにおける裁判例及び学説を踏まえたパロディに関連する法制度や議論状況、日本法への示唆等について、それぞれ発表が行われ、これに基づき、質疑応答及び検討を行った。

²² http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosakuken_toriatsukai.pdf

○ 第4回 平成24年11月20日（火）

我が国におけるパロディの実態等を把握するため、一般社団法人日本広告業協会及び社団法人日本漫画家協会からパロディの具体的事例や権利処理の実態等についてヒアリングを実施し、質疑応答を行った。

○ 第5回 平成24年12月21日（金）

我が国におけるパロディの実態等を把握するため、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ドワンゴからパロディの具体的事例や権利処理の実態等についてヒアリングを実施し、質疑応答を行った。

○ 第6回 平成25年1月29日（火）

第2回から第5回までの発表及びヒアリング結果を整理、分析したうえ、我が国におけるパロディとしての著作物の利用について議論を行った。

3. 今後の方針

本WTでは、諸外国の法制度及び我が国におけるパロディの実態等について必要な分析や検討を行い、その結果を取りまとめるべく努めてまいりたい。

◆ チーム員名簿

	うえの 上野	たつひろ 達弘	立教大学法学部教授
座長	こいずみ 小泉	なおき 直樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授・弁護士
	こまだ 駒田	やすと 泰土	上智大学法学部教授
	まえだ 前田	てつお 哲男	弁護士
座長代理	もりた 森田	ひろき 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	よこやま 横山	ひさよし 久芳	学習院大学法学部教授

(以上 6 名)